

石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）の概要

～石油輸入業関係～

目的

「石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資すること」を目的とする。

そのため、法律では安定供給確保のために平時から業者の把握をすこととなっており、石油の輸入の事業を行おうとする者は、登録を受けること、登録した事項を変更する場合には、変更内容によって変更登録又は変更届出をすること及び輸入業を廃止する場合の届出をすることを義務づけている。

石油備蓄法の石油輸入業者の登録対象となる油種

原油、揮発油、灯油（ジェット燃料油含む。）、軽油、重油が登録を要する輸入業の対象となる。

※当該製品のうち、上記石油に係る炭化水素の含有量が50%を超える場合も対象に含まれる。

石油備蓄法における「輸入」とは

本法の「輸入」とは石油を陸揚げした時点であり、通関時ではない。そのため、ボンド輸入（保稅輸入）も登録が必要となるが、ボンド輸入分は備蓄義務量から控除される。

※輸入を行う前までに登録を受ける必要があるため、登録を受ける前に陸揚げしてしまうような場合には、無登録輸入となり罰則が適用される場合があるので、必ず陸揚げ前に登録を受けるようお願いします。

石油輸入業者の登録対象について

本法では、輸入量の大小を問わず、また、個人・法人を問わず、石油の輸入事業を行おうとする全ての者が登録の対象。

ただし、本法における石油精製業者及び特定石油販売業者の登録がされている事業者が、石油輸入を行う場合は、輸入業者の登録は不要（石油精製業者及び特定石油販売業者として備蓄義務が課されているため）。

勧告・命令・罰則について

石油保有量が備蓄義務量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、期限を定めて、石油を保有すべきことを勧告する。

石油保有量が備蓄義務量に達していない程度又は石油保有量が石油基準備蓄量に達していない期間が、経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、期限を定めて、石油を保有すべきことを命ずる。

石油保有命令に違反した場合や、石油輸入業者の登録を受けずに輸入業を行った場合、必要な報告又は届出をしなかった場合など、違反の種類に応じて罰則がかかる。

備蓄義務について

輸入をした月の3か月後から1年間、その月に輸入した量の70/365分だけ備蓄義務がかかる。

例えば、4月に1,000KLの軽油を輸入したとすると、3か月後の7月1日から翌年6月30日までの間、191KL (1,000KL×70/365) の備蓄義務がかかる。輸入業者は、この期間、常時191KL以上の軽油を保有する義務が生じる。

4月1,000KL、5月2,000KL、6月0KL、7月1,000KLの石油製品を輸入し、8月以降は輸入しなかった場合は、以下の図のとおり備蓄期間・備蓄義務量となる。

- ・ 7月は、4月の輸入量における70日分 = 191KLの備蓄義務量
- ・ 8月～9月は、4月 + 5月の輸入量における70日分 = 575KLの備蓄義務量
- ・ 10月～翌年6月は、4月 + 5月 + 7月の輸入量における70日分 = 767KLの備蓄義務量

